

第 8 9 号議案

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき愛知県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 2 0 日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

改正後	改正前
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
1（略）	1（略）
2 資格確認書等の引渡し	2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
3 資格確認書等の返還の受付	3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4～6（略）	4～6（略）

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。